

会 議 録

会議の名称	第50回 和泉市入札等監視委員会
開催日時	令和6年5月22日(水) 10時00分から 11時00分まで
開催場所	和泉市役所本館3階 3A会議室
出席者	委員：弁護士、大学教授、警察OB 事務局：副市長、(契約検査室)室長兼検査担当課長、契約担当課長、総括主幹、総括主査、主任 計6名
会議の議題	<p>1. 報告案件</p> <p>(1) 前回の振り返りについて</p> <p>(2) 入札・契約手続きの運用状況について</p> <p style="padding-left: 20px;">①令和6・7年度指名願受付状況</p> <p style="padding-left: 20px;">②特別簡易型総合評価落札方式の対象工事の拡大について</p> <p style="padding-left: 20px;">③中間前払金制度の導入について</p> <p>(3) 指名停止について</p> <p>(4) 再苦情処理の状況について</p> <p>2. 審議案件</p> <p>(1) 工事等の入札方法別抽出事案審議</p> <p style="padding-left: 20px;">和泉市入札等監視委員会の運営に関する事務取扱基準第2条第1号の工事等一覧表から、同基準第3条に基づき、発注方法別に、委員長に指名された委員が事前に抽出した事案について審議を行う。(審議対象期間：令和5年12月1日から令和6年3月31日までの工事等入札案件)</p>
会議の要旨	事務局から、前回の振り返り、入札・契約手続きの運用状況、指名停止、再苦情処理の状況について報告、工事等の入札方法別抽出事案について説明し、審議を行った。
会議録の作成方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 要点記録
記録内容の確認方法	<input checked="" type="checkbox"/> 会議の議長の確認を得ている <input type="checkbox"/> 出席した構成員全員の確認を得ている <input type="checkbox"/> その他 ()

その他の必要事項（会議の公開・非公開、傍聴人数等）	会議非公開
審 議 内 容 （発言者、発言内容、審議経過、結論等）	
<p>1. 報告案件</p> <p>（1）前回の振り返りについて 委員長～案件の内容について説明願う。 事務局～前回の指摘事項は特にありません。 委 員～質疑なし</p> <p>（2）入札・契約手続の運用状況について</p> <p>①令和6・7年度指名願受付状況 委員長～案件の内容について説明願う。 事務局～本年1月から2月にかけて、2年に1度入札参加資格申請を受け付けており、合計で1,455者の申請を受付けた。また、市内・準市内業者の6業種を対象に、和泉市建設工事業者格付要綱に基づき、土木一式が121者、建築一式が36者、電気が22者、管が38者、造園が25者、舗装が50者、合計292者に対し格付を行った。 等級格付の方法としては、希望業種ごとの経審点、地域点数、工事成績点の平均点、障がい者雇用の有無、防災協定の有無、ISOの有無及び建災防の加入状況をもって、総合審査点を算出し、業種別に総合審査点を大きい順に並べ、各等級がおおむね均等になるよう格付けを行った。 委 員～質疑なし</p> <p>②特別簡易型総合評価落札方式の対象工事の拡大について 委員長～案件の内容について説明願う。 事務局～公共工事の品質確保・向上を図るため、価格のみでなく、工事实績や地域貢献度等による技術評価点を勘案した上で、落札業者を決定する入札制度の対象を拡大した。 技術評価点は、標準点に加え、企業の施工能力、配置予定技術者の能力、地域精通度・地域貢献度を評価項目とし、合計10点を加算点としている。 主な変更点として、①対象工事の設計金額を、土木一式工事を除き、1.5億円以上を9千万円以上に引き下げ、②設計金額10億円の上限撤廃、③単年工事を対象に追加、④全工種対象から格付け6工種のみを対象にした。 委 員～業者決定後に技術評価点の開示要求があった場合はどのように対応するのか。 事務局～情報公開請求をすることで開示することが可能。</p> <p>③中間前払金制度の導入について 委員長～案件の内容について説明願う。</p>	

事務局～公共工事受注者の資金調達の円滑化を図るため、建設工事において、当初の前払金に加え、請負金額の20%以内を追加して支払うことができる制度を導入した。

支払条件として、①工期の2分の1を経過していること、②工期の2分の1を経過するまでに実施すべき作業が行われていること、③既に行われた作業に要する経費が請負代金額の2分の1以上の額に相当するものであることが必要。

委員～中間前払金制度の他市町村の導入状況はどうなっているのか。

事務局～大阪府下9割の市町村が既に導入済である。

(3) 指名停止について

- ・指名停止業者 1者

委員～質疑なし

(4) 再苦情処理の状況について

- ・苦情処理案件 該当無し

2. 審議案件

(1) 工事等の入札方法別抽出事案件審議

事務局～令和5年12月1日から令和6年3月31日までに入札・契約した75件のうち、委員が抽出した10件について説明

- ・制限付一般競争入札案件（7件のうち、2件）

事務局～和泉市制限付一般競争入札実施要綱において、土木一式工事については、設計金額が1億5,000万円以上、建築一式工事・電気工事・管工事・造園工事及び舗装工事については、設計金額が9,000万円以上、その他工事については設計金額が3,000万円以上の工事が対象工事となる。

- ① 和泉市庁舎第1分館機械設備改修工事
- ② 市立信太中学校空調設備整備工事

委員～①について、価格以外の要素をもって落札決定をしているが、価格以外の要素とはどのようなものか。

事務局～先に説明した「特別簡易型総合評価落札方式」にて業者決定している。過去の受注実績や地域要素等を技術評価点としており、その技術評定点を価格で割る除算方式により業者決定した。

委員～入札無効の理由は。

事務局～郵便入札で実施しており、積算内訳書に押印が無かったためである。

委員～②について、①と落札業者が同一であるが、その理由は。

事務局～①は、事前辞退や入札無効があったことにより、落札業者のみが予定価格の範囲内での応札となったため落札決定したが、②は入札金額が全社同額であったこ

とにより、くじの結果、落札決定となったものである。

委員長～制限付一般競争入札の抽出案件は適正に執行されたと認める。

- ・公募型指名競争入札案件（55件のうち、6件）

事務局～公募型指名競争入札の参加要件は、和泉市公募型指名競争入札実施要綱に基づき、工事案件に応じた工種・格付け等級と技術者を配置できることと規定している。

- ③ 信太山丘陵里山自然公園外灯他設置工事
- ④ 府中4号公園改修工事(R5-1)
- ⑤ 和泉中央駅前猛暑対策工事
- ⑥ 和泉府中駅前猛暑対策工事
- ⑦ 光明池公園改修工事(R5-1)
- ⑧ 市立国府小学校体育館非構造部材耐震化等改修電気設備工事

委員～③について、入札参加者同士の金額の差が小さい理由は。

事務局～入札参加者は3者であり、1者が最低制限価格、2者はほぼ予定価格での応札だった。年末から年度末にかけて電気業者は繁忙期であり、他の仕事との兼ね合いもあり高値になったものと推測する。

委員～④について、入札参加の条件は。

事務局～造園Aの等級格付を有する市内、準市内業者を対象に発注した。

委員～⑤について、辞退が多い理由は。

事務局～本工事は施工箇所が駅前であり、人通りが多いことが原因で業者から敬遠されたと推測する。

委員～⑥について、⑤と参加業者が重複している理由及び同工事と設計金額に価格差がある理由は。

事務局～2件は土木Bの業者が対象であり、同日に公募し参加者を募った。どの業者も両方に参加申込した結果と推測する。

設計金額の価格差については、冷却装置の設置方法に違いがあり、和泉府中駅はミスト機器の管を地中に直接埋め込む方法だったのに対し、和泉中央駅は埋め込みができず設置用のアンカーが必要だったため価格が上がったもの。

委員～⑦について、参加業者が少ない理由は。

事務局～本件は造園Bの業者を対象に公募し入札参加者を募った。年度末であり業者が繁忙であったものと推測する。

委員長～公募型指名競争入札の抽出案件は適正に執行されたと認める。

- ・指名競争入札案件（4件のうち、1件）

事務局～指名競争入札の業者選定方法は、和泉市建設工事指名業者選定要綱に基づき、設計金額に応じた格付け業者及び業者数を指名している。指名する業者は（和泉市建設工事指名競争入札実施要綱）に基づき、公平性・透明性を確

保し、選定している。

⑨ 仏並 2 - 3 7 号線実施設計業務委託

委員～⑨について、落札業者とそれ以外の業者の価格差が大きいのか
事務局～コンサル業界の人手不足が深刻化していると複数業者からの情報があり、業者も安易に最低制限価格で応札しなくなってきた。落札業者は和泉市内に営業所と有しており、履行場所と事務所が近いため最低制限価格での応札が可能であったと推測する。

委員長～指名競争入札の抽出案件は適正に執行されたと認める。

- ・ 随意契約案件（9件のうち、1件）

⑩（仮称）槇尾学園排水管改修工事

委員～⑩について、随意契約の理由は。
事務局～本件は当該施設の敷地内における排水管の改修工事である。現在、同一敷地内で「（仮称）槇尾学園整備工事」が施工中であり、同一業者の施工でなければ施工責任が不明瞭になることから、当該業者にしか施工ができない。よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号及び和泉市随意契約ガイドライン第6号に基づき随意契約をした。

委員～落札率が高い理由は。
事務局～「（仮称）槇尾学園整備工事」と同業者に発注していることから、設計金額算出の際に用いる経費率が変わり、通常の入札に比べ安価になっているためである。

委員長～随意契約の抽出案件は適正に執行されたと認める。

副市長～既存の制度についても前例踏襲とならないよう改善の必要性がある場合は改善していくため、引き続きご指導ご鞭撻を賜りたい。

以上